

交渉(全労働福島支部)議事概要

福島労働局長(当局)は、令和3年6月22日(火)、全労働福島支部執行委員長(全労働支部)と職員の処遇改善等に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

全労働福島支部

次の事項について、「2021全労働夏季統一要求書」の提出があり、処遇改善の立場から問題を解決するよう要求された。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
- 2 賃金の改善等について
- 3 労働行政体制の拡充について
- 4 都道府県労働局のあるべき人事制度について
- 5 超過勤務の上限規制について
- 6 高齢期雇用・定年延長について
- 7 人事評価制度について
- 8 非常勤職員の労働条件改善について
- 9 労働時間・休暇制度の改善について
- 10 労働条件、職場環境等の改善について

当局

要求のあった事項について、次のとおり回答した。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う職員・非常勤職員への感染防止及び職場体制の確保等について
職場体制の確保はもとより、職員・非常勤職員が安心して業務に専念していただくためにも重要であると認識しており、感染予防対策に必要な予算の確保及び健康管理に努めてまいりたい。
- 2 賃金の改善等について
賃金については労働条件の基本であり、職員の労働意欲に関わる重要な問題であると認識している。
なお、人事院東北事務局長に対し、現場の状況を踏まえ一層の改善を図るよう文書による要請を行う予定である。
- 3 労働行政体制の拡充について
福島県民をはじめとする国民の期待に応えるためには、行政体制の整備、拡充及び事務簡素・合理化が不可欠であると認識している。

直面する行政需要に的確に対応するため、効果的・効率的な行政運営に努めてまいりたい。

新規採用職員の確保、再任用職員の活用、非常勤職員の確保等により、行政体制の確保に引き続き努めてまいりたい。

4 都道府県労働局のあるべき人事制度について

行政体制の確保のため、労働行政のすべての分野における専門性の維持・向上は、重要な課題であり要求事項は真摯に受け止めている。

5 超過勤務の上限規制について

職員の健康確保の観点からも、超過勤務の縮減については更なる取組が必要であると認識している。引き続き、超過勤務時間の把握を適切に行ってまいりたい。

6 高齢期雇用・定年延長について

多様な働き方の確保、年金支給開始年齢までの生活維持にふさわしい賃金水準を維持できるよう努めてまいりたい。

7 人事評価制度について

人事評価に当たっては、その評価の斉一性や公正性を担保されるよう、また、人事評価の目的である長期的な人材育成につなげていけるよう十分に配慮してまいりたい。

なお、人事評価結果については、国家公務員法に基づき、任用、給与等人事管理の基礎とするために行われるものであるため、その運用が適切に行われるよう努めてまいりたい。

8 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員の雇用の安定、賃金・諸手当の改善、休暇制度等の拡充及び労働条件・職場環境等の改善は必要であるものと認識している。

9 労働時間・休暇制度の改善について

労働時間の改善及び休暇制度の改善については、健康確保の観点からも重要な課題と認識している。

10 労働条件、職場環境等の改善について

労働行政の円滑な推進を図るため、労働条件、職場環境等の改善に努めてまいりたい。